（災害時における預貯金口座に関する情報の提供の求めの終期）

第二十条の二　行政庁は、法第七条第一項の行政庁が定める日を定めたときは、これを公示する。ただし、第三項に規定する場合は、この限りではない。

2　前項の規定による公示は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

3　法第七条第一項に規定する区域における災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第三項後段又は同法第二条の二第二項後段の規定による救助の終了の公示があった日までに第一項の規定による公示がされていないときは、法第七条第一項の行政庁が定める日は、当該救助の終了の公示があった日とする。

4　受付金融機関が法第七条第一項の行政庁が定める日後に前条に規定する申請書を受理した場合には、当該申請は、法第七条第一項の行政庁が定める日までにされたものとみなす。

（相続時における預貯金者の本人確認の方法等）

第二十四条　法第八条第二項の規定による被相続人である預貯金者の本人確認は、次に掲げる書類のいずれかを受付金融機関に提出することにより行うものとする。

一　当該預貯金者の戸籍の附票の除票の写し（当該預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。）

［二・三　略］

［2～4　略］

5　受付金融機関は、第三項の記録（前項の規定により当該記録に第一項若しくは第二項に規定する書類又はその写しを添付するときは、当該書類又はその写しを含む。）を、法第八条第一項の規定による求めを受けた日から、六箇月間保存するものとする。

（預金保険機構の業務の特例）

第二十六条　預金保険機構は、法第十条第三号に掲げる業務として次の業務を行う。

［一～四　略］

五　法第十五条第一項に規定する手数料の収納に係る事務を行うこと。

六　法第十五条第一項に規定する手数料の徴収に必要な限度において、金融機関に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めること。

七　法第十九条の規定による送信に使用する情報システムの整備を行うこと。

（預金保険機構の情報の取扱い）

第二十七条　預金保険機構は、法第十条に規定する業務を行うに当たり、提供を受けた預貯金者並びに相続人及び被相続人である預貯金者に係る情報について当該情報が不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除するものとする。

（預金保険機構による金融機関に対する委託）

第二十八条　法第十二条第一項の規定により、預金保険機構が金融機関に対しその全部又は一部を委託するものとする業務は、第二十条及び第二十三条に規定する申請書の受理、法第七条第一項の規定による求めに係る預貯金者の本人確認並びに法第八条第一項の規定による求めに係る相続人及び被相続人である預貯金者の本人確認並びに当該相続人及び被相続人である預貯金者の身分関係の確認その他法第七条第一項及び第八条第一項の規定による求めに必要なものとする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（相続時における預貯金者の本人確認の方法等）

第二十四条　［同上］

一　当該預貯金者の戸籍の附票の除票の写し

［二・三　同上］

［2～4　同上］

5　受付金融機関は、第三項の記録（前項の規定により当該記録に第一項若しくは第二項に規定する書類又はその写しを添付するときは、当該書類又はその写しを含む。）を、法第八条第一項の規定による求めを受けた日から、七年間保存するものとする。

（預金保険機構の業務の特例）

第二十六条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［新設］

五　［同上］

（預金保険機構の情報の取扱い）

第二十七条　預金保険機構は、法第十条に規定する業務を行うに当たり、提供を受けた預貯金者等に係る情報について当該情報が不要となったときは、遅滞なく、当該情報を削除するものとする。

（預金保険機構による金融機関に対する委託）

第二十八条　法第十二条第一項の規定により、預金保険機構が金融機関に対しその全部又は一部を委託するものとする業務は、第二十条及び第二十三条に規定する申請書の受理、法第七条第一項又は第八条第一項の規定による求めに係る預貯金者等の本人確認並びに相続人及び被相続人である預貯金者の身分関係の確認その他当該求めに必要なものとする。

2　［同上］

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。